

○印西市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

令和7年3月31日告示第56号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 耐震診断に要する経費の補助（第4条—第11条）

第3章 耐震改修工事に要する経費の補助（第12条—第19条）

第4章 建替え工事に要する経費の補助（第20条—第27条）

第5章 補助金の請求（第28条—第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化促進を図るため、耐震診断、耐震改修工事、建替え工事に要する経費の一部について、予算の範囲内において交付する印西市木造住宅耐震改修促進事業補助金に関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）、建築士法（昭和25年法律第202号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会・国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に定める一般診断法及び精密診断法による診断
- (2) 耐震診断者 市長が別に定める印西市木造住宅耐震診断者登録要領に基づき登録された者
- (3) 耐震改修設計 耐震診断の結果、構造耐震指標 $I_w$ が1.0未満と診断された木造住宅の耐震性能を構造耐震指標 $I_w$ が1.0以上に向上させる耐震改修工事を行うための設計図書を、耐震診断者の責任において作成するこ

と

- (4) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、耐震性能を構造耐震指標  $I_w$  が 1.0 以上に向上させる工事
- (5) 二段階耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造の耐震性能が構造耐震指標  $I_w$  が 0.7 未満と診断された木造住宅について、次に該当する工事に分けて行う耐震改修工事
  - ア 一段階目耐震改修工事 住宅全体の耐震性能を構造耐震指標  $I_w$  が 1.0 以上とする耐震改修設計に基づき、その一部を工事することにより、全体の上部構造の耐震性能を構造耐震指標  $I_w$  が 0.7 以上となるように行う工事又は 1 階の上部構造の耐震性能を構造耐震指標  $I_w$  が 1.0 以上となるように行う工事
  - イ 二段階目耐震改修工事 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた木造住宅について、全体の上部構造の耐震性能を構造耐震指標  $I_w$  が 1.0 以上となるように行う工事
- (6) 建替え工事 耐震診断の結果、耐震性能が構造耐震指標  $I_w$  が 1.0 未満と診断された木造住宅を解体し、かつ、同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに居住するための一戸建て住宅を建築する工事
- (7) 施工事業者 耐震改修工事に必要な建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する許可を受けている本店又は支店を千葉県に有する事業者
- (8) 工事監理 耐震改修工事を行う過程で、耐震診断者が設計図書と照合し、当該耐震改修工事が設計図書のとおり実施されているのか否かを確認する業務

（補助の対象住宅）

第 3 条 この要綱の対象となる木造住宅（以下「補助対象住宅」）は、次の各号のいずれにも該当する木造住宅とする。

- (1) 建基法に基づいて建築された建築物であること。
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組み壁構法で建築された住宅であること。

- (3) 平成12年5月31日以前に着工された住宅であること。
- (4) 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅又は兼用住宅(居住の用に供する部分の床面積が当該住宅の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。)であること。

## 第2章 耐震診断に要する経費の補助

### (耐震診断補助の対象費用)

第4条 耐震診断に要する経費に対する補助(以下「耐震診断補助」という。)は、補助対象住宅に対し耐震診断者が行う耐震診断に要した費用について、交付する。

### (耐震診断補助の対象者)

第5条 耐震診断補助の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の者
- (2) 補助対象住宅に現に居住し、耐震診断の後、引き続き居住する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) この要綱による耐震診断補助の交付を受けたことのない者

### (耐震診断補助の額)

第6条 耐震診断補助の額は、第4条に掲げた費用の3分の2の額(千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額。以下同じ。)とし、6万6,000円を限度とする。

### (耐震診断補助の交付申請)

第7条 耐震診断補助の交付を受けようとする者(以下この条及び次条において「耐震診断申請者」という。)は、耐震診断者との耐震診断に係る契約の締結前に、木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第1号、第2号及び第6号に掲げる書類については、耐震診断申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 申請する補助対象住宅の建基法に基づく確認済証又はこれにかわるものの写し

- (2) 住民票の写し
- (3) 補助対象住宅の家屋の登記事項証明書
- (4) 補助対象住宅の概要がわかる図面（配置図、平面図、立面図等）の写し
- (5) 耐震診断に要する見積書又はその写し
- (6) 市税の滞納がないことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（耐震診断補助の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、耐震診断補助の交付の適否を決定し、木造住宅耐震改修促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、耐震診断申請者に通知するものとする。

（耐震診断補助の変更等）

第9条 前条の規定により耐震診断補助の交付決定を受けた者（以下「耐震診断補助対象者」という。）は、耐震診断補助の交付決定を受けた耐震診断について申請内容に変更が生じるときは、木造住宅耐震改修促進事業補助金変更届出書（別記第3号様式）に変更内容の分かる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 耐震診断補助対象者は、耐震診断を取りやめるときは、速やかに木造住宅耐震改修促進事業補助金取りやめ届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（耐震診断補助の実績報告）

第10条 耐震診断補助対象者は、耐震診断が完了したときは、木造住宅耐震改修促進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断の結果報告書の写し
- (2) 耐震診断に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、耐震診断の完了日から30日以内又は第7条の規定による耐震診断補助の交付申請日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(耐震診断補助の額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、内容を審査し、耐震診断補助の額を確定し、木造住宅耐震改修促進事業補助金額確定通知書(別記第6号様式)により耐震診断補助対象者に通知するものとする。

第3章 耐震改修工事に要する経費の補助

(耐震改修補助の対象費用)

第12条 耐震改修工事に要する経費に対する補助(以下「耐震改修補助」という。)は、補助対象住宅に実施した耐震診断の結果、構造耐震指標 $I_w$ が1.0未満と診断された補助対象住宅に対し行う耐震改修工事のうち次の各号に掲げる費用について、交付する。

- (1) 耐震診断者が行う工事監理に要する費用
- (2) 施工事業者が行う耐震改修工事に要する費用

(耐震改修補助の対象者)

第13条 耐震改修補助の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の者
- (2) 補助対象住宅に現に居住し、引き続き居住する者又は耐震改修工事完了後に居住する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) この要綱による耐震改修補助の交付を受けたことのない者。ただし、二段階耐震改修工事の一段階目耐震改修工事に係る耐震改修補助金の交付を受け、二段階目耐震改修工事を申請する場合を除く。

(耐震改修補助の額)

第14条 耐震改修補助の額は、第12条各号に掲げた費用を合計した額の5分の4の額とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、二段階耐震改修工事における一段階目耐震改修工事及び二段階目耐震改修工事に対する耐震改修補助の額は、段階ごとに、第12条各号に掲げた費用の5分の4の額とし、50万円を限度とする。

(耐震改修補助の交付申請)

第15条 耐震改修補助の交付を受けようとする者(以下この条及び次条にお

いて「耐震改修申請者」という。)は、施工事業者との耐震改修工事に係る契約の締結前に、木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第1号及び第6号に掲げる書類については、耐震改修申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 第7条第1号から第3号までに定める書類
  - (2) 耐震診断の結果報告書の写し
  - (3) 耐震改修設計の図書の写し
  - (4) 耐震診断者が作成した耐震改修工事により構造耐震指標 $I_w$ が1.0以上と診断される耐震診断の結果報告書の写し
  - (5) 耐震改修工事及び工事監理に要する見積書又はその写し
  - (6) 市税の滞納がないことを証する書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- (耐震改修補助の交付決定)

第16条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、耐震改修補助の交付の適否を決定し、木造住宅耐震改修促進事業補助金(交付・不交付)決定通知書(別記第2号様式)により、耐震改修申請者に通知するものとする。

(耐震改修補助の変更等)

第17条 前条の規定により耐震改修補助の交付決定を受けた者(以下「耐震改修補助対象者」という。)は、耐震改修補助の交付決定を受けた耐震改修工事について申請内容に変更が生じるときは、木造住宅耐震改修促進事業補助金変更届出書(別記第3号様式)に変更内容の分かる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 耐震改修補助対象者は、耐震改修を取りやめるときは、速やかに木造住宅耐震改修促進事業補助金取りやめ届出書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(耐震改修補助の実績報告)

第18条 耐震改修補助対象者は、耐震改修工事が完了したときは、木造住宅

耐震改修促進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の施工前及び施工後の写真
- (2) 耐震診断者が実施した耐震改修工事に関する監理報告書の写し
- (3) 工事監理に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (4) 耐震改修工事の施工に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、耐震改修工事の完了日から30日以内又は第15条の規定による耐震改修補助の交付申請日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（耐震改修補助の額の確定）

第19条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、内容を審査し、耐震改修補助の額を確定し、木造住宅耐震改修促進事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）により耐震改修補助対象者に通知するものとする。

#### 第4章 建替え工事に要する経費の補助

（建替え補助の対象費用）

第20条 建替え工事に要する経費に対する補助（以下「建替え補助」という。）は、耐震診断の結果、構造耐震指標 $I_w$ が1.0未満と診断された補助対象住宅に対して施工事業者が行う解体工事に要する費用について、交付する。ただし、この要綱による耐震改修補助の交付を受けたことのある木造住宅を除く。

（建替え補助の対象者）

第21条 建替え補助の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅の所有者又は所有者の2親等以内の者
- (2) 補助対象住宅に現に居住し、引き続き居住する者又は建替え工事完了後に居住する者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) この要綱による耐震改修補助又は建替え補助の交付を受けたことのない者

（建替え補助の額）

第22条 建替え補助の額は、第20条に規定する費用又は耐震改修工事に要する費用相当分（建替え前の木造住宅の居住の用に供する部分の床面積の合計に34,100円を乗じた額を上限とする。）のいずれか低い額の5分の4の額とし、100万円を限度とする。

（建替え補助の交付申請）

第23条 建替え補助の交付を受けようとする者（以下この条及び次条において「建替え補助申請者」という。）は、施行事業者との建替え工事に係る契約の締結前に、木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第1号及び第4号に掲げる書類については、建替え補助申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 第7条第1号から第3号までに定める書類
- (2) 耐震診断の結果報告書の写し
- (3) 建替え工事（解体住宅の解体工事費及び廃棄物の処分に要する費用の分かる項目が記載されていること。）に要する見積書又はその写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（建替え補助の交付決定）

第24条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、建替え補助の交付の適否を決定し、木造住宅耐震改修促進事業補助金（交付・不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、建替え補助申請者に通知するものとする。

（建替え補助の変更等）

第25条 前条の規定により建替え補助の交付決定を受けた者（以下「建替え補助対象者」という。）は、建替え補助の交付決定を受けた建替え工事について申請内容に変更が生じるときは、木造住宅耐震改修促進事業補助金変更届出書（別記第3号様式）に変更内容の分かる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

2 建替え補助対象者は、建替え工事を取りやめるときは、速やかに木造住宅

耐震改修促進事業補助金取りやめ届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（建替え補助の実績報告）

第26条 建替え補助対象者は、建替え工事が完了したときは、木造住宅耐震改修促進事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象住宅の解体前及び解体後並びに建替え工事完了後の写真
- (2) 建替え工事の施工に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 補助対象住宅の解体に伴い発生した廃棄物の処分報告書の写し
- (4) 建替えた一戸建て住宅の建基法に基づく検査済証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告は、建替え工事の完了日から30日以内又は第23条の規定による建替え補助の交付申請日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（建替え補助の額の確定）

第27条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、内容を審査し、建替え補助の額を確定し、木造住宅耐震改修促進事業補助金額確定通知書（別記第6号様式）により建替え補助対象者に通知するものとする。

## 第5章 補助金の請求

（補助金の交付請求）

第28条 補助金の交付を受けようとする者（以下この章において「補助金申請者」という。）は、第11条、第19条及び第27条に規定する通知を受けたときは、速やかに木造住宅耐震改修促進事業補助金交付請求書（別記第7号様式）により、市長に補助金を請求することができる。

（補助金の代理受領）

第29条 補助金申請者は、補助金の受領を耐震診断者又は施工事業者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

2 代理受領を行う者は、第7条、第15条及び第23条に規定する申請書を提出するときに、木造住宅耐震改修促進事業補助金代理受領予定届出書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 代理受領を行う者が、代理受領を取りやめるときは、第10条、第18条及び第26条に規定する報告書を提出する前までに、木造住宅耐震改修促進事業補助金代理受領取りやめ届出書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（調査）

第30条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助金申請者に対し資料等の提出を求め、又は現地の調査を行うことができる。

2 補助金申請者は、前項の調査に協力するものとする。

## 第6章 雑則

（委任）

第31条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（印西市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱の廃止）

2 印西市住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成22年告示第170号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、なお従前の例による。

（失効）

4 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、なお従前の例による。